

坂祝町働いてもらい方改革推進補助金

【事業の目的】

坂祝町内の中小企業者及び小規模事業者に対し、坂祝町商工会の支援受けながら取り組む、業務効率化、生産性向上並びに働きやすい労働環境の整備等の付加価値向上又は賃上げ等を図るための取組みに対する費用を補助します。

坂祝町 働いてもらい方改革推進補助金 活用イメージ

業務効率化・生産性向上・働きやすい職場づくりを支援します！

パターン①

システム導入で 業務を効率化！

業務管理システムやタブレットの導入で、
業務のムダを削減し、生産性アップ！



こんな事業に活用できます

- ・業務管理・受発注・在庫管理システムの導入
- ・専用ソフトウェアの購入・構築・バージョンアップ
- ・システムを稼働させるためのPC・タブレット等の購入
- ・導入に向けたトレーニング費用 など

補助金額 経費の **3/4** 以内 (上限 **40万円**)

対象例



システム導入

タブレット購入

トレーニング費

※ランニングコストや一般事務用ソフトは対象外です。

パターン②

設備投資で 生産性を向上！

新しい機械・設備の導入で、生産性アップや
品質向上を実現！



こんな事業に活用できます

- ・生産効率の向上に必要な機械装置・設備の購入
- ・作業の省力化・自動化につながる設備の導入
- ・新たなサービス提供に必要な設備投資 など

補助金額 経費の **3/4** 以内 (上限 **40万円**)

対象例



工作機械

自動包装機

空調設備

※汎用性が高いものや、不動産の取得・単なる更新は対象外です。

パターン③

快適な職場づくりで 働きやすさを向上！

働きやすい環境整備で、従業員の満足度アップや
定着率向上につなげます！



こんな事業に活用できます

- ・休憩スペースや更衣室の整備
- ・空調設備や照明設備の導入
- ・社内コミュニケーション環境の整備 など

補助金額 経費の **3/4** 以内 (上限 **40万円**)

対象例



空調設備

照明設備

休憩スペース整備

※本事業を目的としないPC等の周辺機器は対象外です。



補助金を活用して、業務の効率化・生産性向上・働きやすい職場づくりを進め、
「付加価値の向上」や「賃上げ」につなげましょう！

まずは坂祝町商工会へご相談ください！

補助対象者

- (1) 坂祝町内に店舗や事務所を有する中小・小規模事業者であること
- (2) 交付申請時点で3年以上事業を継続している事業者（令和5年4月1日以前から坂祝町に所在する事業者）で、事業により売上を得ており、令和8年4月以降も1年以上にわたり事業を継続する意思がある事業者等であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 坂祝町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

募集スケジュール

申請受付開始：令和8年10月 1日（木）～

申請受付締切：令和8年10月 30日（金）17：00

※但し、本補助金の予算がなくなり次第、応募を締切場合があります。

申請窓口

坂祝町商工会（加茂郡坂祝町取組18-1）TEL：0574-26-7667

受付時間 9：00～16：00（土・日祝・日を除く）

事業実施の流れ



- ポイント**
- ・商工会の支援を受けながら進めてください。
 - ・計画的に準備を行い、余裕をもって申請しましょう。
 - ・書類の不備があると、審査や交付に時間がかかる場合があります。

- 注意事項**
- ・申請内容と事業内容に変更が生じる場合は、事前に商工会にご相談ください。
 - ・対象外となる経費がありますので、公募要領を必ずご確認ください。
 - ・虚偽の申請や不正行為が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

 各ステージで商工会による支援を受けることができます。お気軽にご相談ください。



応募時提出書類 チェックリスト



応募時に提出が必要な書類をご確認ください。

! 申請する補助金の交付申請を行う際には以下の書類をそろえ坂祝町商工会へご提出下さい。

チェック欄	提出書類	備考	確認
☐	(様式第1号) 働いてもらい方改革推進補助金 交付申請書	所定の様式に必要な事項を全てご記入ください。	☐
☐	(別紙1) 補助事業計画書	事業の内容、目的、期待する効果等を具体的にご記入ください。	☐
☐	(法人) 貸借対照表および損益計算書 (直近1期分)	決算後6か月以上経過している場合は、事前にご相談ください。	☐
☐	(個人) 直近の確定申告書 【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または 所得税青色申告決算書(1～4面)】	税務署の收受印のあるもの(写し可)	☐
☐	申請時点で3年以上事業を継続していることを証明する書類	下記のいずれかをご提出ください。 (登記簿謄本、営業許可証、開業届等)	☐
☐	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書	所定の様式にご記入ください。	☐



提出にあたっての注意事項

- ・必要書類がすべてそろっていない場合、受理できないことがあります。
- ・書類はA4サイズでご提出ください(ホチキス止め不要)。
- ・不明な点がある場合は、事前に町商工会へご相談ください。



提出先 坂祝町商工会
〒505-0075 岐阜県加茂郡坂祝町取組1 8 番地1
TEL : 0574-26-7667 (受付時間9:00～16:00土・日・祝除く)



提出物はコピーを控え、提出後の保管をおすすめします。